

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
鴻巣市	(鴻巣、常光、下谷、上谷、西中曾根)	令和4年3月25日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	351ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	321ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	111ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	39ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	24ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	28ha
(備考)	

注1:③の「●才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定及び不明の農地面積が35ha多い。今後、更なる高齢化や後継者不足が予測されるため、新たな担い手を確保する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用し、農地の受け手となる中心経営体への農地集積・集約化を促進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員、及び関係機関と連携して推進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理事業を推進し、担い手への農地集積・集約化及び規模拡大による農業経営の効率化を促進する。

農業者の高齢化や後継者不足が見込まれるため、更なる中心経営体の確保に向け、関係機関等と連携し、認定農業者等の担い手間の情報共有を図る。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	-	果樹類・水稻	2.94 ha	果樹類・水稻	4 ha	-
認農	-	果樹類・水稻	2.64 ha	果樹類・水稻	3 ha	-
認農	-	花き・水稻	0.9 ha	花き・野菜	1 ha	-
認農	-	水稻・果樹類	1.2 ha	水稻・果樹類	1.42 ha	-
認農	-	水稻・野菜	7.4 ha	水稻・野菜	7.4 ha	-
認農	-	水稻・野菜	2 ha	水稻・野菜	3 ha	-
認農	-	水稻・麦	7 ha	水稻・麦	8.5 ha	-
認農	-	水稻・野菜	3 ha	水稻・野菜	4.5 ha	-
認農	-	水稻・小麦・大豆	22.2 ha	水稻・小麦・大豆	27.5 ha	-
認農	-	水稻	1.8 ha	水稻	3 ha	-
認農	-	水稻・野菜	2.65 ha	水稻・野菜	3.5 ha	-
認農	-	水稻・野菜	3.29 ha	水稻・野菜	3.34 ha	-
認農	-	水稻・野菜	5.1 ha	水稻・野菜	6.6 ha	-
認農	-	水稻	7 ha	水稻	10 ha	-
認農	-	水稻・野菜	1.3 ha	水稻・野菜	2.6 ha	-
認農	-	水稻・野菜	1.25 ha	水稻・野菜	1.32 ha	-
認農	-	果樹類等	0.7 ha	果樹類等	0.76 ha	-
認農	-	水稻	2 ha	水稻	3.5 ha	-
認農	-	水稻	1.56 ha	水稻	7.8 ha	-
認農	-	果樹類・水稻	1.83 ha	果樹類・水稻	2.13 ha	-
認農	-	果樹	0.58 ha	果樹	0.58 ha	-
認農	-	果樹類・野菜	2.2 ha	果樹類・野菜	2.35 ha	-
認農	-	果樹類・水稻	4.47 ha	果樹類・水稻	4.59 ha	-
認農	-	水稻・野菜	3.03 ha	水稻・野菜	4.43 ha	-
計	25人		88.04 ha		116.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。